

足利市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 足利市日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第77条「地域生活支援事業」に基づき、障害者・児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行なうとともに、障害者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、足利市とする。

2 市長は、本事業の全部又は一部を法第29条に規定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設等適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する障害者であって日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者又はこれに準じる者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 治療方法の確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に支援の必要があると市長が認めた者

(事業内容)

第4条 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、利用者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練等を実施する。

2 本事業の対象時間は宿泊を伴わない日中とし、法第19条第1項に規定する介護給付費等が給付される時間は対象としない。

3 事業者は、本事業が適切に実施できるよう施設内のスペースを十分確保す

るとともに、利用者に対する適切な指導を実施できる職員を配置するものとする。

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める足利市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、別に定める足利市地域生活支援事業利用決定通知書（以下「決定通知書」という。）又は足利市地域生活支援事業却下（取消）決定通知書により申請者に通知するとともに、決定した利用者を日中一時支援事業利用登録者名簿に登載するものとする。

(利用登録の有効期間及び更新)

第7条 前条の規定による利用決定の期間は、当該利用決定の日から原則1年以内とする。

2 利用者が、利用決定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、利用決定期間満了日前1ヶ月以内に第5条に規定する申請を行なわなければならない。

(利用の変更及び廃止)

第8条 利用者（保護者）は、次に各号のいずれかに掲げる事項に該当するときは、別に定める足利市地域生活支援事業変更（廃止）利用申請書により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をする場合

(利用の取り消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) 本事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他市長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第10条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示し、事業者に直接依頼をする。

2 利用者はこの事業を利用したときは、別に定める足利市地域生活支援事業利用台帳兼負担金報告書を事業者に提示し、利用時間等の確認をする。

(利用料)

第11条 利用者は、利用料として利用者1人につき1回あたり4時間までの利用については350円、4時間を超えて8時間までの利用については500円、8時間を超える利用については600円を事業者に支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、利用者から利用施設における利用時間中の食事に係る費用や光熱水費等について実費を徴収するものとする。

(利用料の減免)

第12条 市長は、利用者及び利用者と同一の世帯に属する者（利用者が18歳以上の場合にはその配偶者に限る）が、事業の利用があった月の属する年度（利用のあった月が4月から6月までの場合には前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税を課されない者である場合又は利用者及び利用者と同一の世帯に属する者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者若しくは同条第2項に規定する要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものである場合には、前条の規定する利用料を減免することができる。

(委託料)

第13条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、次の各号に規定する金額から第11条第1項に規定する利用料（前条の規定が適用される場合にあつては、減免後の利用料）を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。

(1) 基本事業にあつては、利用者1人に対して1日につき4時間までの利用については3,500円、4時間を超えて8時間までの利用については5,000円、8時間を超える利用については6,000円とする。

(2) 基本事業の中には送迎サービスを含むものとする。ただし、送迎サービスは市長が認めた者に対して実施するものとする。なお、送迎サービスを行う事業者は道路運送法に抵触してはならない。

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月に係る委託料を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認の上、委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

第14条 事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行なわなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務体制を定めておかななければならない。

3 事業者は、従事者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

ない。

- 4 事業者は、サービス提供時に事故等が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、従事者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 6 事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。